

令和元年

第4回市議会定例会 議案第26号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和39年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（名称および位置）」に改め、同条中「及び」を「および」に、「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1中

函館市立南本通小学校	函館市本通3丁目10番1号	を
函館市立戸井西小学校	函館市小安町548番地1	
函館市立日新小学校	函館市弁才町279番地1	

函館市立南本通小学校	函館市本通3丁目10番1号	に
------------	---------------	---

改める。

別表第2中

函館市立北中学校	函館市山の手3丁目58番1号	を
函館市立潮光中学校	函館市釜谷町227番地	
函館市立日新中学校	函館市泊町126番地	

函館市立北中学校	函館市山の手3丁目58番1号	に
----------	----------------	---

改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

義務教育学校

名 称	位 置
函館市立戸井学園	函館市釜谷町227番地

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

函館市立戸井西小学校、函館市立日新小学校、函館市立潮光中学校および函館市立日新中学校を統合し、函館市立戸井学園を設置し、ならびに規定を整備するため